7/50 VIVI	
725 平1.	/
	4
□ 1/1 ·	_

平成27年度 補助金名: 更生保護女性会運営補助金 評価表 NO. 13

所管·	部課	名	市民福祉部 障害・社会福祉課										
事務	事業	名	社会福祉管理運営費										
根拟	し法令	ì	市民福祉部関係補助金等交付要綱、更生保護女性会運営補助金交付要領										
補助紹	2過年	数											
平成27年度 予算額		100 千円		国県支出金		その他		一般財源		i Z	の他の内容		
				0 千円			0 千円		100 7			0) [50) 14-	
				指標名			0 111		目標値		目標年度		
成果指標① 総会、研修会、〕			会、更生	生保護思想の普及活動の項目、回数及び参			ド参加者数	ķ			平成32年度		
成果指標②													
補助対象者  川内更生保護女性多				女性会及び入来	更生保護	美女性	会						
補助対象経費 ① 組織の運営に要する経費(役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金							金を除く)						
補助: 業・活		-	② 会員	の資	等の実施 質向上及び更生 意識の啓発及び								
分類 🗸					運営補助のみ 国事業補助のみ 運営補助と事業補助の両方 その他								
				計額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000未満の端数があるときは、そ   終てた額 ) 以内とする									
上記項目の  は明計争以内の類													
			補助対象	以内	の額。								
	方法			以内	の額。 <b>平成24</b>	·年度		平	成25年	- 度		平成26	年度
			項目	以内	平成24	割合(	%)	金額(	円)	割合 (%)		類(円)	割合 (%)
			項目	以内(	平成24 金額(円) 803, 741	割合(	76. 9%	<b>金額</b> (78	円) 66, 249	割合 (%)	6	類(円) 880, 612	割合 (%) 2 85.8%
積第			項目 登金 会費収入	以内	平成24	割合(	76. 9% 23. 6%	<b>金額</b> (78	円)	割合 (%) 80. 19 22. 99	6	類(円)	割合 (%) 2 85.8% 2 22.0%
積第	<b>「方法</b>		項目 已資金 会費収入 事業収入		平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000	割合(	76. 9% 23. 6% 0. 0%	金額( 78 22	円) 6, 249 5, 000	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09	6 6 6	額(円) 880, 612 226, 000	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0%
積第一補助	収	自己	項目 2資金 会費収入 事業収入 <sup>寄付金・その(</sup>		平成24 金額(円) 803, 741 247, 000 556, 741	割合(	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3%	金額( 78 22 56	円) 66, 249 25, 000 61, 249	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29	6 6 6	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 2 63.8%
積算補助を	収	自己	項目 已資金 会費収入 事業収入		平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000	割合(	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6%	金額( 78 22 56	円) 6, 249 5, 000	割合(%) 80.19 22.99 0.09 57.29 10.29	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	額(円) 880, 612 226, 000	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 63.8% 0 9.7%
積第一補助	収	自己市袝	項目 已資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 輔助金	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0%	金額( 78 22 56 10	<b>円</b> ) <b>66</b> , <b>249</b> <b>5</b> , 000 <b>61</b> , <b>249</b> <b>60</b> , 000	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 63.8% 0 9.7% 0.0%
積調を受ける	収	自己市袝	項目 三資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 「年度繰越会	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5%	金額( 78 22 56 10	<b>円</b> ) <b>66</b> , 249 <b>55</b> , 000 <b>61</b> , 249 <b>90</b> , 000 <b>95</b> , 613	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 2 63.8% 0 9.7% 0.0% 6 4.5%
積調を受ける	収	市初(前	項目 呈資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 助金 1年度繰越会	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 00. 0%	金額( 78 22 56 10	<b>円</b> ) <b>66</b> , <b>249</b> <b>5</b> , 000 <b>61</b> , <b>249</b> <b>60</b> , 000	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09	666666666666611	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 63.8% 0 9.7% 0.0% 6 4.5% 3 100.0%
積 補助を受ける事業	収	自 c 市	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 前年度繰越金 計 費	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 00. 0%	金額( 78 22 56 10	<b>円</b> ) <b>66</b> , 249 <b>55</b> , 000 <b>61</b> , 249 <b>90</b> , 000 <b>95</b> , 613	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09	66666666666666666666666666666666666666	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 63.8% 9.7% 0.0% 64.5% 100.0% 0.0%
積調を受ける事業(	収	市初(前)	項目 三資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 「年度繰越会 計 費 十費	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 00. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	(H) (66, 249) (55, 000) (61, 249) (70, 000) (75, 613) (71, 862)	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196 , 026, 808	割合 (%) 2 85.8% 0 22.0% 0.0% 63.8% 9.7% 0.0% 64.5% 3 100.0% 0.0% 0.0%
積補助を受ける事業(団	収入	市初(前)	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 前年度繰越金 計 費	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	<b>円</b> ) <b>66</b> , 249 <b>55</b> , 000 <b>61</b> , 249 <b>90</b> , 000 <b>95</b> , 613	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39	66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196	割合 (%)   割合 (%)   22   85.8%   22.0%   0.0%   263.8%   0.9.7%   0.0%   3.100.0%   0
積補助を受ける事業(団	<sup>東</sup> 方法 収入 支	市初(前)	項目 三資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 「年度繰越会 計 費 十費	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 00. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	(H) (66, 249) (55, 000) (61, 249) (70, 000) (75, 613) (71, 862)	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09	66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196 , 026, 808	割合 (%)   割合 (%)   22.0%   0
積補助を受ける事業(団体)	収入	市初(前)	項目 三資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 「年度繰越会 計 費 十費	也助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 00. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	(H) (66, 249) (55, 000) (61, 249) (70, 000) (75, 613) (71, 862)	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196 , 026, 808	割合 (%)   1
積補助を受ける事業(団	<sup>東</sup> 方法 収入 支	市初 (前 事人 (その	項目 三資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 「年度繰越会 計 費 十費	他助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 00. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	(H) (66, 249) (55, 000) (61, 249) (70, 000) (75, 613) (71, 862)	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196 , 026, 808	割合 (%)   100
積補助を受ける事業(団体)	<sup>東</sup> 方法 収入 支	市初 (前 事人 (その	項目 已資金 会費収入 事付金・その付 請助金 「年度繰越会 計 費 十費 D他事務費	他助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	円) 66, 249 55, 000 61, 249 90, 000 95, 613 61, 862 85, 666	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09 0. 09	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196 , 026, 808	割合 (%)   22   85.8%   22.0%   0.0%   11.4%   1.4%
積補助を受ける事業(団体)	<sup>正方</sup> 収入 支出	自 市 前 ( ) 事 人 件 で ( ) で ( ) で ( )	項目 資金 会費収入 事付金・その付 輔助金 有年度繰越会 大費 費費 力他事務費	他助成	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336 949, 723	割合 (	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 9. 1%	金額( 78 22 56 10 98	(a) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09 0. 09 0. 09	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 190 , 026, 808 909, 78	割合 (%)   割合 (%)   22.0%   0
積補助を受ける事業(団体)	<sup>正方</sup> 収入 支出 支!	自 市 前 ( ) 事 人 そ の ( ) 公 出計	項目 三資金 会費収入 事業収入 寄付金・その付 前助金 可年度繰越金 計費 計費 一件では 計算である。	他助成金)	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336 949, 723	割合(	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	(a) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09 0. 09 100. 09 9. 79 100. 09 9. 79 9. 79 100. 09 9. 79 9. 79 100. 09 9. 00 9. 00 9. 00 9. 00 9. 00	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 190 , 026, 808 909, 78	割合 (%)   割合 (%)   22.0%   0
積補助を受ける事業(団体)	<sup>1</sup> 方 収入 支出 支 包 翌	自市(事人名) 出資度	項目 資費収入 事付金·その付 素付金·その付 素付金 有助 を製整 一 大 費費 一 で で を 大 の で を は の を は の を を を を を を を を を を を を を	他助成 全)	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336 949, 723 95, 613 1, 045, 336	割合(	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 9. 1%	金額( 78 22 56 10 98	(a) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09 0. 09 4. 79 100. 09 93. 99	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 196 , 026, 808 909, 78 117, 02 , 026, 808	割合(%)   割合(%)   22.0%   0.0
積補助を受ける事業(団体)等の	<sup>1</sup> 方 収入 支出 支己年	自 市 ( 事人 そ ) 当資度交付	項目 資金収入 事付金・その付 前の年度計 費費 予他事務費 三年度計 三年度自己	他助成 全)	平成24 金額 (円) 803, 741 247, 000 556, 741 100, 000 141, 595 1, 045, 336 949, 723	割合(	76. 9% 23. 6% 0. 0% 53. 3% 9. 6% 0. 0% 3. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額( 78 22 56 10 98	(a) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	割合 (%) 80. 19 22. 99 0. 09 57. 29 10. 29 0. 09 9. 79 100. 09 0. 09 95. 39 0. 09 0. 09 100. 09 9. 79 100. 09 9. 79 9. 79 100. 09 9. 79 9. 79 100. 09 9. 00 9. 00 9. 00 9. 00 9. 00	66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66	額(円) 880, 612 226, 000 654, 612 100, 000 46, 190 , 026, 808 909, 78	割合(%)   割合(%)   22.0%   0.0

【前回評価】平成24年度「見直し」:多額の繰越金が発生しているため、対策を講ずるべき。 【その他】女性の立場で犯罪防止及び犯罪を犯した者の自立更生に理解を得るため、会員一丸となって

寄与されている。

成果指標の推移②

このような活動に参加・理解する人々が増えることが、明るい社会づくりに期待される。

特記すべき事項等

要件	項目	評価	評価した内容についての説明				
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	Α	犯罪のない明るい社会づくりに寄与してい る。				
必要性	次のいずれかに該当するものである。  ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	犯罪防止及び犯罪者の自立厚生に理解を求め る活動を行うことにより、明るい社会づくり に貢献しており必要な団体である。				
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	近年の希薄な社会環境の中、市民のニーズには合致している。				
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接 実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当で あると明確に認められる。	В	ボランティア的な要素が強く、市が直接行う より適当である。				
適格性及び妥当性	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	A	活動内容からみて、適当と思われる。				
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	В	営利目的の団体ではないため、半永続的な補 助になる。				
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	В	特になし。				
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助 金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は 当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段である と明確に認められる。	Α	ボランティア的な団体であることから妥当で ある。				
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、 その内容は補助目的に照らし、公費を充てるもの として、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	Α	補助目的に合致し妥当なものである。				
〈補	助金の見直し結果〉		<b>火油上叫药压</b> 》				
結果	≪今後の改革の方向性≫ □ 現状のまま継続 ☑ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □ 拡大 □ 他の補助金と統合 □ 補助内容の改善 ☑ 縮小 □ 移管 □ 休止 □ 廃止 ≪上記方向の理由≫	外部評価結果	≪視点別評価≫       公益性       ⇒ □高い       □低い         必要性       ⇒ □高い       □低い         有効性       ⇒ □高い       □低い         適格性・妥当性       ⇒ □高い       □低い         ≪今後の改革の方向性≫         □ 現状のまま継続       □ 見直しの上で継続         ⇒今後の方向性       拡大       □ 他の補助金と統合				
	平成28~30年度を縮小・削減時期とし、当補助金の事業内容を精査し、補助額の見直しを行うとする財政運営プログラム方針に則り、縮小する。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 効率的な運営に取り組んでいただく。		□ 補助内容の改善□ 縮小 □ 移管 □ 休止 □ 廃止 ≪まとめ≫				

## 更生保護女性会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則 第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。 )を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱(平成19年 薩摩川内市告示第99号)第2条の表に掲げる更生保護女性会運営補助金に関 し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 更生保護女性会運営補助金に係る補助事業等は、組織の円滑な運営と会員の資質向上を図ることによる更生保護思想の普及と犯罪予防に寄与するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 更生保護女性会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とする。

(補助対象経費)

- 第4条 更生保護女性会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。
  - (1) 組織の運営に要する経費(役員報酬,交際費,食糧費,慶弔費,負担金及び積立金を除く。)
  - (2) 更生保護思想の普及,犯罪予防に要する経費(食糧費を除く) (交付の申請)
- 第5条 更生保護女性会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に 指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

- 第6条 更生保護女性会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当 する場合には、これを行わない。
  - (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
  - (2) 前各号に掲げる場合のほか、更生保護女性会運営補助金を交付することが 適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第7条 更生保護女性会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長 が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 当該補助事業等の公益性,必要性,効果等について当該補助事業者等が自 ら行った評価に関する書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 更生保護女性会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をい う。)は、総会、研修会、更生保護思想の普及活動の項目、回数及び参加者数 を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 更生保護女性会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は,本市の福祉 政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 更生保護女性会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

医中性病医疗性 医侧周皮柱 医乙基苯甲基二甲甲酰基苯基合物 化精神 医多二氏虫的